

子どもの貧困対策会議（第１回）

議 事 次 第

日時：平成２６年４月４日（金）

閣議前

（０８：０５～０８：１５）

場所：総理大臣官邸４階大会議室

〔議 題〕

- １．子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱の案の作成方針について
- ２．その他

〔配付資料〕

資料１ 子どもの貧困対策会議 構成員

資料２ 子どもの貧困対策の推進に関する法律（概要）

資料３ 子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱の案の作成方針について

子どもの貧困対策会議 構成員

会 長 内閣総理大臣

委 員 内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（子どもの貧困対策）

文部科学大臣

厚生労働大臣

子どもの貧困対策の推進に関する法律（概要）

1 第1章 総則

・ 目的（1条）

この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

・ 基本理念（2条）

子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。 等

・ 国、地方公共団体、国民の責務（3～5条）

・ 政府の義務

① 必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずること（6条）

② 毎年、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表（7条）

2 第2章 基本的施策

・ 子どもの貧困対策に関する大綱（8条）

・ 都道府県子どもの貧困対策計画（9条）

・ 教育の支援（10条）

・ 生活の支援（11条）

・ 保護者に対する就労の支援（12条）

・ 経済的支援（13条）

・ 調査研究（14条）

3 第3章 子どもの貧困対策会議（15条，16条）

・ 内閣府に特別の機関として設置

・ 所掌事務

① 大綱の案の作成

② 子どもの貧困対策に関する重要事項の審議、子どもの貧困対策の実施の推進

・ 組織 会長 内閣総理大臣

委員 会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱の案の作成方針について

(平成26年4月4日 子どもの貧困対策会議決定案)

1. 子どもの貧困対策会議は、平成26年7月を目途に、子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づく、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱（以下「大綱」という。）の案の作成を行う。
2. 大綱は、法第8条第2項に規定された以下の事項について、政府の基本的施策を示すものとして定めるものとする。
 - ①子どもの貧困対策に関する基本的な方針
 - ②子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
 - ③教育の支援
 - ④生活の支援
 - ⑤保護者に対する就労の支援
 - ⑥経済的支援
 - ⑦その他の子どもの貧困対策に関する事項
 - ⑧子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
3. 大綱の案の作成に資するため、内閣府特命担当大臣の下で関係者の意見を聴取する会議を開催することとし、その会議の運営は、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て内閣府が行う。